

# 一般財団法人国際都市おおた協会国際交流ボランティア登録要綱

(令和3年3月3日要綱第7号)

(趣旨)

第1条 一般財団法人国際都市おおた協会（以下「協会」という。）が多文化共生、国際交流等に関する事業を行うにあたり、大田区民が持つ能力及び知見を活かし、多文化共生の実現に寄与することを目的とした国際交流ボランティア（以下「ボランティア」という。）の登録制度に関し必要な事項を定める。

(活動の対象事業)

第2条 ボランティア活動（以下「活動」という。）は、協会が実施する事業において行う。

(種類及び活動内容)

第3条 ボランティアの種類及び活動内容は、次のとおりとする。なお、通訳・翻訳ボランティア及び語学・学習支援ボランティアに相当するマンツーマン語学レッスンボランティアの活動内容及び応募方法等についての詳細は別に定める。

(1) 一般ボランティア

協会が実施する国際交流又は国際協力に関する様々な事業に参加し、事業当日の運営及び広報の補助を行う。

(2) 企画・運営ボランティア

協会が実施する事業の企画の補助又は新たな事業の企画・立案を行う。

(3) 通訳・翻訳ボランティア

日本語から外国語及び外国語から日本語への通訳又は翻訳を行う。

(4) 語学・学習支援ボランティア

ア 講師として日本語若しくは外国語を教える、又はアシスタントとして講師及び受講者をサポートする。

イ 外国にルーツを持つ子ども達の学習をサポートする。

(5) 国際協力・国際理解促進ボランティア

講師として日本若しくは外国の文化紹介等を行う、又はアシスタントとして講師をサポートする。

(6) ホームステイ・ホームビジットボランティア

外国人のホームステイ及びホームビジットの受入れを行う。

(登録の要件)

第4条 ボランティア登録を希望する者は、大田区に在住、在勤又は在学し、満15歳に達した日以後最初の3月31日が終了した者であり、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす者とする。ただし、事務局長が特に認める場合は、この限りではない。

(1) 一般ボランティア

国際交流又は国際協力に興味・関心がある者。広報活動のボランティアを希望する者は、取材、文章執筆、編集、チラシ作成の経験があると望ましい

(2) 企画・運営ボランティア

国際交流又は国際協カイベント等の企画に興味がある者

(3) 通訳・翻訳ボランティア

外国語及び日本語が堪能な者のうち、以下のいずれかに該当する者。対象言語は問わず、語学証明書や通訳・翻訳業務を証明する書類等の提出は不要とする。

- ア 表敬訪問、行事でのアナウンス、発表等の通訳依頼に応じられる語学力と通訳能力がある者
- イ 行政が発行する文書、情報紙、案内等の翻訳依頼に応じられる語学力と翻訳能力がある者
- ウ 協会が主催する関連分野の講座を修了した者

(4) 語学・学習支援ボランティア

以下のいずれかに該当する者。ただし、以下の分野に関する経験や資格を証明する書類の提出は不要とする。

- ア 日本語教師又は外国語教師として日本語又は外国語を教えた経験がある者
- イ 大田区が主催する日本語養成講座又は協会が主催する関連分野の講座を修了した者
- ウ 日本語教師に関する資格を有する者（大学又は大学院にて日本語教育を主専攻又は副専攻した者、日本語教師養成講座を420時間以上修了した者、日本語教育能力検定試験に合格した者）
- エ 外国人の子どもの学習支援を希望する者は、学校教師、日本語教師、海外の学校での教師の経験等、子どもの指導に携わった経験があると望ましい。

(5) 国際協力・国際理解促進ボランティア

海外での生活経験があり、国際理解に関する講座の講師経験がある者又は協会が主催する関連分野の講座を修了している者

(6) ホームステイ・ホームビジットボランティア

ホストファミリーとして、自宅に外国人の受け入れが可能な者

(登録方法)

第5条 ボランティア登録を希望する者は、国際交流ボランティア登録申請書（別記第1号様式。以下「登録申請書」という。）を協会に提出するものとする。

2 協会は、登録申請書の内容を審査し、登録を決定した者に国際交流ボランティア登録通知（別添第2号様式。以下「登録通知」という。）を交付するものとする。

3 ホームステイ・ホームビジットボランティアの登録を希望する者は、登録申請書に加えて、当該ボランティア独自の申請書を協会に提出するものとする。

(登録の変更)

第6条 ボランティアは、登録内容に変更が生じたときは速やかに協会に届け出なければならない。

(登録期間)

第7条 登録期間は、1年間（4月1日から翌年の3月31日まで）とする。ただし、年度途中で登録したボランティアの登録期間については、登録日から当該年度末までとする。

(登録の更新)

第8条 更新については、更新希望の有無に関わらず、ボランティア登録更新に係る専用フォームを利用して申請を行うこととする。ただし、これにより難しい場合は、ボランティア登録更新申請書（別添第3号様式。以下「更新申請書」という。）により行うことができる。

2 更新を希望する者のうち、登録内容に変更がある者は、専用フォームを利用して申請を行うこととする。

3 協会は、更新希望の有無、変更の内容を審査し、更新及び変更登録を決定した者に、その旨をメールで通知することとする。更新申請書により申請があった者に対しては、登録通知にて通知するものとする。

（登録の抹消）

第9条 ボランティアが次の各号のいずれかに該当するときは、協会は登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から登録取消の申し出があったとき。
- (2) 登録者に連絡が取れない等、所在不明となったとき。
- (3) 登録申請書又は更新・取消申請書に虚偽の記載があったとき。
- (4) ボランティアとして不適切と認められる事由が発生したとき。
- (5) 登録者本人が死亡したとき

（謝礼）

第10条 ボランティアへの謝礼基準は、別表のとおりとし、これにより難しい場合は、事務局長が別に定める。

（経費の負担等）

第11条 活動にかかる経費（交通費及び飲食費を除く。）は、活動内容により協会が必要な範囲で負担する。

（活動依頼）

第12条 ボランティアに活動を依頼する場合は、協会が該当するボランティアに直接依頼又は募集して行う。

- 2 通訳・翻訳ボランティアの募集については、別で定める「通訳・翻訳ボランティア募集要項」及び「通訳・翻訳ボランティアの派遣から依頼までの流れ」に記載のとおりとする。
- 3 マンツーマン語学レッスンボランティアの募集については、別で定める「マンツーマン語学レッスンボランティア募集要項」及び「マンツーマン語学レッスンの受講・実施までの流れ」に記載のとおりとする。

（個人情報の取扱い）

第13条 協会は、ボランティアの個人情報を厳正に管理し、活動目的以外で使用又は第三者へ開示及び提供してはならない。

（秘密の保持）

第14条 ボランティアは、活動によって知り得た情報を第三者に知らせ、又は活動目的以外に使用してはならない。

（免責等）

第15条 ボランティアは、活動の際、事故や不注意により他の者に損害を与えることのないよう十分配慮しなければならない。

- 2 ボランティアは、活動の際、必要に応じて任意でボランティア保険に加入し、その費用を自身で負担する。
- 3 ボランティアが活動により被った損害及び賠償責任に関する補償の範囲は、各自が任意で加入するボランティア保険から支払われる金額を限度とし、協会は賠償の責を負わない。

4 ボランティアの活動不履行等により関係者または依頼者が被った損害については、協会は賠償の責を負わない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(関係要項の廃止)

2 一般財団法人国際都市おおた協会国際交流ボランティア募集要項は、この要綱の施行の日から廃止する。

(準備行為)

3 この要綱の施行にあたり、必要な準備行為は、この要綱施行前においても行うことができる。